

意見書

一般社団法人 日本ミャンマー協会 殿

貴殿の「外国人技能実習制度」のかかわり方、活動内容に疑問を感じここに「意見書」として提出させていただきます。貴殿(以下JMAという)は、「ミャンマー人技能実習生育成会」という名のもと、ミャンマー労働省の定める事前提出書類「求人票・デマンドレター」の再確認という作業を行っております。

ミャンマー政府は、実習生の出国にあたって「スマートカード」の取得を義務づけており、日本国政府発行の「在留資格証明書」だけでは、技能実習生は日本に上陸できません。JMAに背を向けたら(お金を支払わなければ)事実上、在留資格認定の申請が無意味な状況です。このスマートカードの取得のためには、以前は、在日本ミャンマー大使館からの確認作業に必要書類を提出(無償)するのみでした。しかし現在は、JMAへ入会(有償)し、さらに調査料(一律価格ではなく申請実習生数で違いあり)を支払わなければ、ミャンマー大使館に提出する書類が整わない、結果ミャンマー本国へその情報が回らないためスマートカードが取得できない、という構図になっております。ただし、ミャンマー大使館から各受入監理団体へ「確認作業に必要書類を提出」と依頼されるのは従来通りです。しかし、その提出書類に「JMAからの書類が必須」となっていることが問題であると思います。

JMAからの依頼書類は、地方入国管理局に申請時に提出している書類とほぼ同じ内容です。

JMAは、「ミャンマー政府からの委託事業なので理解を…」という内容をホームページにも記載してありますが、日本国政府の本来の確認作業を「信頼していない」ということでしょうか？

「送出国として、この実習生制度を正しく運用するための重要作業」とも記載がありますが、なぜ受入監理団体に「有償」として押し付けるのでしょうか？ 受入監理団体は、地方入国管理局の定める申請書類を整え、判断に従っているのです。JMAは日本国の法人で、理事長をはじめすべての人事メンバーは日本人です。

本来JMAがなすべきことは、ミャンマー政府に対してもっと「実習生制度の仕組み」を理解させることではないでしょうか。JMAの役員を拝見しますと、「政界、官僚、経済界」の重鎮の方々が構成されております。

また、現職の麻生副総理も名を連ねていらっしゃいます。

この作業が、送出国の都合で行われているのであれば、なぜ有償なのでしょう？

ミャンマー政府に予算がないというならば、JMAが無償支援事業で行うべきではないでしょうか？

そしてその事を、法務省並びに地方入国管理局に報告し、認証をとって行うべきではないでしょうか。

なぜなら、外国人技能実習制度は日本国の制度だからです。

2011年民主化開放と同時に日本国政府は率先してミャンマー政府にODAを始めとして資金援助をしています。

これは「国民の血税」です。

JMA役員の皆様、「書類さえ不備なく整っていればOK」ということに対し、入会金、年会費、調査料として¥100,000以上を徴収することに「罪悪感」はございませんか？

また、この¥100,000以上のお金の請求が、不良な受け入れ団体→不良な送出し機関→実習生へ というように、最後は実習生本人に「つけ」が回されているという一部の事実もあるようですが、このような「情けない事実」を承知の上で活動されているのでしょうか？ これでは、諸外国から「実習生制度は人身売買と同じ」言われても反論で

資料⑥

きません。誠に日本人として恥ずかしい限りです。

一般的に受入監理団体が各国の技能実習生の募集を行う場合は、入国管理局の定める申請書類を提出、入国管理局が「適性判断」を行っているという認識でおります。従って、申請資格者であれば「誰でも」申請できます。申請者は受入監理団体を通して申請を行わなければなりません。本当の意味での申請者は「実習生」はもちろん「受入企業」でもあります。地方入国管理局の「受入企業及び実習生の適正判断」をJMA及びミャンマー政府は「認めない」ということでしょうか？

技能実習制度は、受入国の制度です。

JMAは、この作業をミャンマー労働省委託事業と言うのであれば、この制度を運用する日本の法務省並びに地方入国管理局からも認められた作業なのでしょう。また、もしミャンマー労働省の事情ということであれば、JMAとしての作業は、「実習生の適正」に対し「事前確認を行うこと」ではないのでしょうか。JMAがミャンマー労働省からの委託として、不適切な形で受入国の事情に関与する事、それは「日本国の法律」に関与することです。日本国憲法第14条1項「法の下での平等」に抵触することで重要な問題と考えます。

法務省並びに地方入国管理局は、JMAのこの有償作業をどのように捉えておられるのでしょうか？

そして、最終的にこの代金が実習生に押し付けられているかも、というこの有償作業に関し法務省並びに地方入国管理局は所感を公開していただきたいと思います。

送出国から「JMAの確認作業をしなければ申請ができないので、この作業費用を支払うこと」ということを言われたという一部のミャンマー実習候補生達からの「涙の訴え」もあります。JMAは費用請求は、「受入監理団体に対して行っている」と言うかもしれませんが、結果的には実習生に回っていることも考えられます。もしこれが事実であり、かつ今後も同様なケースが発生した場合「難民法基本省令」にも抵触する恐れがあると考えますが、如何がお考えでしょうか？

JMA組織（別紙資料参照）の重要な役職には、元政治家や現職政治家、並びに元官僚、そして、日本を代表する企業の元役員や現職役員の方々が多くいらっしゃいます。このような方々が、この事業を本当に認めて（理事会）おられるのか？ 疑問でなりません。特に、麻生太郎先生は副総理という国家の重要な公人です。

是非ご意見を公表していただきたいと考えます。

「外国人技能実習制度」は、日本国の「国際貢献事業」のはずです。

この国際貢献事業を大きく揺るがす「大問題」と捉え意見書といたしました。

今回この意見書を送付させていただきました方々にも、

外国人技能実習制度が「正しく運用されるため」

是非御一考いただきたくお願い申し上げます。

受け入れ管理団体有志より